

○三重大学翠明会館長期利用に関する内規

(令和 年 月 日内規)

(趣旨)

第1条 この内規は、三重大学翠明会館使用規程（以下「規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、三重大学翠明会館（以下「翠明会館」という。）の長期利用に関し必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 翠明会館を長期利用することができる者は、本学の教職員とする。ただし、学長が必要と認めた時は、その他の者に利用させることができる。

(利用の申請等)

第3条 翠明会館を長期利用しようとする者は、利用する1か月前までに翠明会館長期利用申請フォームより、翠明会館長期利用手続（以下「手続」という。）を行わなければならない。

2 翠明会館を退去しようとする者は、退去する1か月前までに翠明会館退去申請フォームより、翠明会館退去手続（以下「手続」という。）を行わなければならない。

(利用の承認)

第4条 学長は、前条第1項の手続があったときは、その利用目的等を審査し、適当と認めるものについて、翠明会館の長期利用承認を申請者に行うものとする。

(申請事項の変更)

第5条 前条の承認を得た者（以下「利用者」という。）が、手続の内容を変更する場合には、速やかに変更手続を行わなければならない。

(利用承認の取消し等)

第6条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用の承認を取消し、変更し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 本学において使用する特別な事情が生じたとき。
- (2) 利用者がこの内規及び利用承認の条件に違反したとき。
- (3) 申請の記載内容が事実と反するとき。

2 前項の規定により利用の承認を取消し、変更し、又は利用を中止させたことによって、利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責を負わないものとする。

(利用責任者)

第7条 翠明会館の長期利用に当たっては、本学の教職員を利用責任者として置くものとする。

(利用者の責務)

第8条 利用者は、本学の諸規程を遵守するとともに、事故、災害等の防止に努めなければならない。

(利用期間)

第9条 翠明会館を長期利用することができる期間は、1年以内とする。ただし、学長が特に必要と認めるときは、5年を限度として1年ごとに利用期間を更新することができる。

2 前項ただし書による場合については、第3条第1項の規定を準用する。

(使用料)

第10条 翠明会館を長期利用する場合は、使用料を徴収するものとする。

2 長期利用の場合の翠明会館の使用料については、規程第13条第1項の規定を準用し、その料金は別に定める。

(使用料の負担)

第 1 1 条 前条第 2 項に規定する使用料は、原則として利用者が負担するものとする。ただし、利用者が所属する部局等の長が特に認めた場合は、当該部局等が負担することができる。

(使用料の納付等)

第 1 2 条 使用料は、指定の期日までに納付しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その一部又は全部を返還することがある。

- (1) 災害その他利用者の責によらない事由で使用できなくなったとき。
- (2) 第 6 条第 1 項第 1 号の規定により利用の承認を取消し、又は利用を中止させたとき。

(原状回復及び弁償責任)

第 1 3 条 原状回復及び弁償責任については、規程第 1 6 条及び第 1 7 条の規定を準用する。

(雑則)

第 1 4 条 この内規に定めるもののほか、翠明会館の長期使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。